

相模原・津久井地域合併協議会財務事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、相模原・津久井地域合併協議会財務規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務について必要な事項を定めるものとする。

(協議会承認前の予算の執行)

第2条 協議会の会長は、規程第2条第3項の規定による承認を得る前に、第1回の協議会の開催に係る経費その他緊急やむを得ない経費の支出について執行することができるものとする。この場合において、協議会の会長は、第1回の協議会の会議において、当該経費の支出について報告をし、その承認を求めなければならない。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。